

平成24年度 第1回生駒市入札監視委員会議事概要書

開催日及び場所	平成24年11月27日(火) 生駒市コミュニティセンター 2階 203・204会議室			
出席委員等	委員長	森 裕之		
	委員長代理	豊永 泰雄		
	委員	松山 治幸		
	事務局	今井企画財政部長・細川契約検査課長・上村契約検査課長補佐・中谷検査係長・西田契約係長・澁谷(契約係)・堀口(契約係)		
	抽出案件説明担当課	浄水場	乾係長・東浦主査	
スポーツ振興課		中田課長		
施設整備課		田中主査		
竜田川浄化センター		花井所長・阪脇主査		
土木課		岡本主幹・黒松係長・清水係長		
審議対象期間	平成23年12月1日 ~ 平成24年5月31日			
抽出案件	総件数	5件	(備考)	
一般競争入札		3件	期間内入札等件数	一般競争入札 77件
指名競争入札		0件		指名競争入札 0件
随意契約		2件		随意契約 6件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答		
	別紙のとおり			
委員会による意見具申又は勧告の内容				

質 問	回 答
<p>1 辞令の交付について</p> <p>2 委員長及び委員長代理の選任について</p> <p>3-(1) 一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の執行状況について</p> <p>3-(2) 抽出案件の参加資格設定理由及び業者の選定理由について</p> <p>●抽出案件(鹿ノ台配水場整備工事:一般競争入札:浄水場発注)について</p> <p>対象業者数が88者あるのに応札業者が1者であったのはどういう理由が考えられますか。特殊な工事なのですか。</p> <p>競争性が働いておらず、発注者側に要因があると思えば改善する必要があると思います。予定価格が低すぎた、公告から入札までの期間が短すぎた等は考えられますか。</p> <p>対象業者数が多いのに応札が少ないという場合は、なぜ応札が少なかったのかということを知る必要があると思います。業者に協力していただいてアンケートをとるなどしてはみてはどうですか。入札結果として応札が少なかった、その要因を発注者としてどう確認するか考えるべきだと思います。</p> <p>1者応札に生駒市としてどう対応するかということです。市民の目から見ても疑問を生じさせるとは思います。</p> <p>予定価格の積算や算定内容が適正かどうかの担保をどのように確認していますか。</p>	<p>各委員に生駒市入札監視委員として委嘱状(任期:平成24年11月1日から平成26年10月31日まで)を交付しました。</p> <p>生駒市入札監視委員会条例第5条第2項により委員の互選が諮られました。森委員を委員長に推薦する意見があり、各委員が同意し、森委員が委員長として選任されました。また、森委員長の指名により豊永委員が委員長代理として選任されました。</p> <p>平成23年12月1日から平成24年5月31日までに契約された各方式別の状況について報告をしました。</p> <p>各抽出案件について、各担当課から工事概要を説明し、一般競争入札における参加資格設定理由及び選定理由を事務局から説明しました。また、随意契約分については、担当課から業務概要及び随意契約理由を説明しました。</p> <p>一般的なコンクリート補修や塗装工なので、どこの業者であっても受注可能であると思います。</p> <p>予定価格に関しては、公共単価を使用して積算していますので低いとは考えておりません。応札業者が少なかった理由として考えられるのは、生駒市で水道施設工事を発注するのが初めてであったため、公告を見てもえなかったという可能性があります。業者数も多いので、もっと多くの業者に参加してもらえると考えておりました。</p> <p>発注件数の多い通常の業務(工事)で参加業者が少なかった場合は、契約担当課に営業に来ている業者に事情を聞いてもらうといったようなことはあります。ただ、今回の案件は、水道施設工事で今後もおそらく1年に1度あるかないかの発注の少ない工種です。</p> <p>入札参加業者に聞き取りを行います。</p> <p>予定価格130万円以上の一般的な工事については、完成検査を行っているとともに、設計段階で事前にチェックをしています。設計担当者以外に担当課内で検算し、契約検査課でも確認していますので、直接設計している担当者以外の第三者がチェックしていることになっています。</p>

質 問	回 答
<p>契約業者はどこ業者ですか。</p>	<p>奈良県五條市に営業所がある県内業者です。</p>
<p>抽出案件(北大和体育館温水シャワー等設置工事:一般競争入札:スポーツ振興課発注)について</p> <p>一般的な工事であると考えられるのに、応札者が少なく落札率が高いのが気になります。特殊な工事ですか。同時期に同内容の工事を入札していますが、そちらは落札率が高くないのはなぜですか。</p>	<p>落札率が高い(95%)のは、この案件はプレハブ倉庫の新設が含まれるためであると考えています。管工事で発注しているため、自社ではできないプレハブ倉庫の新設を下請けに出すことを考え、利益率等で入札金額が高くなったと考えています。</p>
<p>対象業者が13者で応札が3者というの少ないと考えておられますか。</p>	<p>担当課としては、もっと応札が多いと考えておりました。</p>
<p>なぜプレハブ倉庫の新設工事を含めて発注したのですか。別々に発注することは検討しましたか。</p>	<p>検討しました。プレハブ倉庫の新設については、設計すると40万円程になり通常は随意契約範囲内の金額です。今回は、プレハブ倉庫の新設を含めて入札した方が金額的にも安くなり、工事の場所が近接しているため同じ業者が施工する方がメリットがあると考えました。</p>
<p>こういうケースの場合、どこまで合算するのか、または分割するのかという基準はありますか。</p>	<p>基準はありません。予算の関係もありますので、契約検査課では建設業法上で発注工種がおかしくないかというチェックは行っていますが、発注形態は担当課に任せています。また、今回の案件に関しては、シャワーの内装について建築工事の要素が含まれているので違和感はありません。</p>
<p>別途発注するのか、一体として合算するのかを裁量的に判断するというのですが、問題はありますか。発注形態は担当課に任せるというのではなく、チェック機能を働かせ、抽象的なものであっても基準等を内部的に設けた方が説明責任を果たせると思います。</p>	<p>現状で問題はないと考えています。ややこしい案件については事前に相談のあることが多く、担当課にすべてを任せているということではありません。設計金額や工事場所など各ケースを総合的に考えて判断しており、基準を明確にするのは難しいと思います。</p>
<p>従来から、参加業者を広く募る、競争性を高めるなどの入札改革を行ってきましたが、4、5年前に比べて応札業者が増えているのか減っているのか、多くの業者が参加するようになったのかなど参加業者の推移がわかる資料はありますか。</p>	<p>各業種の登録業者数はすぐにわかりますが、入札に参加できる資格として施工実績を求めており、実際にその入札案件に参加可能な業者数は、全体の登録業者数よりも減ると思います。各業者に求める実績は他自治体等も認めているため把握できず、登録業者数と施工実績等の要件(入札参加資格条件)を満たして実際に応札可能な業者数には相違があります。資料は、次回の定例会で提示します。</p>
<p>●抽出案件(山田川浄化センター機器修繕工事:一般競争入札:竜田川浄化センター発注)について</p>	

質 問	回 答
<p>対象業者数が167者もあるのに、応札業者が1者であったのはどういう理由が考えられますか。特殊な工事なのですか。</p> <p>①この工事を行うには様々な配慮・高度な技術が必要でリスクが大きいのではないかと②予定価格の設定が低かったのではないかとということが考えられますがどうですか。</p>	<p>設計にあたっては、6者から見積を徴取し、各機器の見積金額のうち平均値を算出し一定の範囲を設け、その中で最低価格を提示している業者の価格を採用し積算しています。また、公共単価がなく、積算のほとんどを見積で行っているため最低制限価格も設定しておりません。6者から見積を徴取しているため応札数も確保できていると考えておりました。ただ、山田川浄化センターは建設から35年たっており、該当機器を修繕した際に関連する他の機器に支障をきたす恐れがあることから、他機器のリスク等を懸念して応札しなかったということは考えられます。</p> <p>様々なリスクを考えると、現在の運転管理・メンテナンス業務を行っている業者(今回の落札業者)が1番やりやすいかもしれませんが、この委託業務については一般競争入札で落札しておりますし、今回の工事も見積徴取の段階で電圧等が合えばどのメーカーでも良いという仕様にしてありますので、他者が入ってくる余地はあると考えております。</p>
<p>現在の運転管理の業者以外でもできる体制やシステムが整っている状態ですか。他者も参入できる余地はありますか。</p>	<p>現在の機器12個のうち5個が運転管理業者の親会社製のものですが、見積徴取の段階からこのメーカーでも良いという仕様にしており、機械器具設置工事で登録があり実績のある業者なら施工可能です。公正性を保つため、運転管理業者がとりやすいような発注はしていません。</p>
<p>ではなぜ1者なのかという問題に戻ります。現在の運転管理業者の縄張りになっているということですか。</p> <p>各機器の見積金額の最低価格を採用し積算した予定価格は一番厳しい価格であると考えられると思いますが、それよりも15%ほど低い金額で入札したのはなぜですか。</p>	<p>施設老朽化に伴う他機器へのリスクを懸念したというのが主な理由ではないかと考えております。</p> <p>積算のための見積と実際の入札金額には差があり、積算のための見積の方が高値になるというのは一般的だと思います。入札で金額を低くしたのは、同様の工事を同時期に行うなど会社の努力であると思います。</p>
<p>●抽出案件(松ヶ丘地区内排水施設点検業務:随意契約:土木課発注)について</p> <p>この点検業務の前に、当該業者と緊急排水施設設置工事を地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に基づき随意契約をしているということですか。</p>	<p>●抽出案件(松ヶ丘地区内排水施設点検業務:随意契約:土木課発注)について</p> <p>建物の基礎工事によって私有地にあった雨水管が損傷し、その後大雨で浸水しました。二次災害を防ぐために、応急処置として現在はポンプを入れています。大雨で浸水した際に、地元要請等もあり緊急で工事を行う必要があったので、付近で道路改良工事を施工していた当該業者に緊急排水施設設置工事を依頼しました。その後、その工事に伴う業務ということで地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるため)に基づき随意契約をしました。</p>

質 問	回 答
<p>埋設管が損壊したというのは、予算の関係等もあると思いますが、現在まで放置していたということですか。</p>	<p>私有地にあった管ですので、土地の所有者も生駒市もこの時まで知りませんでした。</p>
<p>現在のポンプは応急処置ということですが、今後の予定を教えてください。この状態が続けば当該業者と随意契約を続けることになります。</p>	<p>現在は設計段階で今年度中に発注する予定をしております。</p>
<p>緊急排水施設設置工事の契約金額はいくらですか。</p>	<p>契約金額は543万円です。</p>
<p>業務の価格の妥当性はどうか。</p>	<p>ポンプリース料、機器の設置費、待機に伴う人件費等が必要で、ポンプリース料は月に25万円かかります。</p>
<p>●抽出案件(北田原中学校線物件移転等補償調査業務(その4):随意契約:土木課発注)</p>	
<p>調査中に建物が支障となることが判明したためとありますが、予測できなかったことでしょうか。当初安く契約して後から新たな業務が発生したとって増額請求する業者もいるかもしれません。</p>	<p>今回の業務の前に、北田原中学校線物件移転等補償調査業務(その3)があります。その調査物件の中のひとつで、相手方に設計図面をお借りした際に、建物の基礎が道路の本線にあたっていることが初めてわかりました。小規模であれば変更契約となりますが、今回は金額的にも変更契約の範囲で収まるものではなかったため新たに契約することになりました。</p>
<p>補償調査業務というのはこんなに高いものなのですか。</p>	<p>国の用地対策連絡協議会が出している歩掛を基に積算しております。</p>
<p>北田原中学校線物件移転等補償調査業務(その3)は入札を行っていますが、落札結果は。</p>	<p>対象業者が47業者おり、17者が応札しております。</p>
<p>随意契約の理由として、入札するより价格的に有利であるとなっておりますが、有利であるのはなぜですか。随意契約理由書を作成していると思いますが、そこには理由が詳細に記載されてますか。</p>	<p>随意契約理由書には詳細に記載しています。今回の業務は打合せ協議や事前調査を省いて設計していますので、价格的に有利であると言えます。また、(その3)の業務ですでに業者が現場に入っていますので、後から別の業者が入ると色々と不都合が生じることも考えられますし、時間もかかることになると思います。</p>
<p>(その3)の業務と予定価格がほぼ同額であるのに、契約方法が入札と随意契約に分かれるというのは公平性の観点から考えると疑問に思います。</p>	<p>補償調査において、設計の段階ですべてわかっているという状態ではありません。調査が始まり、業者から指摘があつて判明することがあります。小規模であれば変更契約でその分も含めて依頼することになり、今回の場合も判明してから業者に依頼しましたが、金額的に大きいのでできないということでした。打合せ協議を省くことと、(その3)の業務の請負率をかけた金額ということでした承していただきました。</p>

質 問	回 答
<p>不要な業務について増額請求するような悪徳業者は排除できますか。</p>	<p>私有地の物件は、設計図面を見なければ建物の基礎まで把握できません。新たに発生した業務について、一般的には変更契約で対応できますが、今回は金額的にふさわしくないということであり、非常にめずらしいことです。不要な業務については指摘しています。</p>
<p>3-(3) 指名停止措置の運用状況について</p>	<p>平成23年12月1日から平成24年5月31日までの指名停止措置を行った状況について報告しました。</p>
<p>労働安全衛生法違反が多いですが、主にどのような事例になりますか。</p>	<p>作業員の重傷・死亡事故が多いです。</p>
<p>内容を確認してから指名停止措置を行うのですか。</p>	<p>県庁から連絡があり、その後インターネットや新聞で記事を探します。業者からの自主申告もありますし、内容確認後に指名停止措置を行っています。</p>
<p>3-(4) 予定価格等の事後公表の試行状況について</p>	<p>平成24年6月1日から試行している予定価格等事後公表の状況について報告しました。</p>
<p>問題がなかったということですが、予定価格等の事後公表を試行して良かった点がありますか。</p>	<p>現段階では問題なく、良かった点については難しいですが、事後公表試行1年目ということで、市内の土木一式工事や建築一式工事ではまだ試行しておりませんので、来年度以降に対する懸念はあります。</p>
<p>予定価格等を事前公表している場合はその金額に合わせて応札がありますが、事後公表になった場合、確実に積算してくる可能性が高く、ちゃんと積算していないと落札できなくなるという状況になり、逆にその点が応札者数に影響を及ぼすのではないかと懸念されていました。しかし、きちんと積算している業者が落札する確率が上がるのは良いことで、応札者数も減っているわけではないので試行段階としてはうまくいっているという理解をしています。引き続き試行を続けることとなりますが、数字だけではわからない、受注者側がどう思っているかなどの業者の声を聞きたいと思っておりますので、聞き取りなどを行っていただきたい。</p>	<p>次回の委員会で提示します。</p>
<p>3-(5) その他</p>	<p>①平成24年度に執行した総合評価落札方式の入札結果について報告しました。</p>
<p>入札価格は、全者が低入札調査基準価格の同額で、技術点の高い業者が落札しています。</p>	<p>全者同額で応札すると、技術点の高い業者が落札するので開札前に結果がわかることとなります。同業種で続けてやるのではなく、別の業種でやった方がいいと考えています。</p>

質 問	回 答
<p>総合評価落札方式の理念として、従来の仕組みに技術面など別の要素を加味して入札するというのがありますが、今回の案件では価格面が機能しておらず、入札制度として機能していません。入札金額にかかわらず技術点だけで落札業者が決まるということでは、本来の趣旨から考えるとずれていますので、改革が必要であると考えます。今後どのようにして総合評価を進めていくのか方向性を示していただきたい。意見交換をしたいと思えます。</p>	<p>総合評価落札方式について、国レベルと一般の市町村で同じように行うのはやはり難しいと感じています。一般的な工事では技術点の差がなかなか出ませんが、特殊な案件については総合評価落札方式でも良いと考えています。総合評価落札方式の落札率は通常の事後審査型の入札よりも3%ほど高くなっていますが、低入札価格調査価格で全者同額で応札した場合は落札率は変わらないと思います。工事成績についても、総合評価落札方式の方が3点ほど高くなっていますが、工事の選定や今後の方向性については、これらの点を踏まえて判断していく必要があると考えています。</p>
<p>入札価格の1番低い業者ではなく、技術点の高い業者が落札した案件の差額を知りたい。総合評価落札方式をしたために金額的に高い契約をすることになった場合、技術評価点が影響していることにはなりますが、その技術点において何が良かったのかをわかりやすく説明できなければなりません。</p>	<p>その点は非常に難しいです。今回のケースについては、全者同額でしたのでその差額はゼロとなりますが、過去にそういったケースもありましたので、次回の委員会で報告させていただきます。</p>
<p>市長の指示どおり、当面は下水道管渠設計業務の入札については最低制限価格を設定せず、応札状況に注意するようにしてください。</p>	<p>②下水道管渠設計業務(建設コンサルタントA級)の応札状況について報告しました。県内本店支店で50者程の対象業者があり、平成21年度の最低制限価格制度の試行から通常20者程度と参加の多い業種でしたが、今年度から応札業者が減り、現在は応札業者が5者のみという案件が続いているため、一部の業者の高い応札額が影響し、最低制限価格未達の業者が続出する結果となっています。そのため、下水道管渠設計業務の入札においては、暫定的に最低制限価格の設定をしないという対応をとっています。</p>
<p>4 案件抽出委員(当番委員)の指名について</p>	<p>生駒市入札監視委員会運営要領第3条第1項第2号に基づき、豊永委員長代理に決定しました。</p>
<p>5 次回開催日について</p>	<p>次回の開催は、定例会議として平成25年1月29日に開催することに決定しました。</p>